（評価の申請）

**第十九条**　法第二十四条第一項の評価（以下単に「評価」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第三十による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

一　特殊の構造又は設備を用いる建築物の概要を記載した書類

二　前号に掲げるもののほか、平面図、立面図、断面図及び実験の結果その他の評価を実施するために必要な事項を記載した図書

（評価書の交付等）

**第二十条**　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第三十一による評価書を申請者に交付しなければならない。

2　評価書の交付を受けた者は、評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、評価書の再交付を申請することができる。

3　第一項に規定する評価書の交付については、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料）

**第二十一条**　法第二十六条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、現金をもってすることができる。

一　印紙をもって納め難い事由があるとき。

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十三条第一項の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。

2　法第二十六条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。

**第四節**　住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置

**第二十二条**　法第二十八条第五項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第三十二によるものとする。

**第二章**　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請）

**第二十三条**　法第二十九条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書（法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書を提出しなければならない。

［表略］

2・3　［略］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［節を加える。］

［条を加える。］

**第一章**　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請）

**第一条**　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書を提出しなければならない。

［同上］

2・3　［同上］